

世田谷区喫煙場所設置費補助について（案）

1 目的

一般開放可能な喫煙場所の設置に要する経費を区が補助することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象者

- (1) 区内の建物を所有又は使用する者
- (2) 区内の土地を所有又は使用する者
- (3) その他区長が必要と認めるもの

3 補助対象となる喫煙場所

- (1) 国、地方公共団体および独立行政法人以外のものが設置するもの
- (2) 世田谷区指定喫煙場所整備指針に適合されると判断されたもの

4 補助対象経費

喫煙場所の設置に係る経費のうち、建築工事・設備工事・備品購入にかかるものを対象とする。

同一の喫煙場所につき1回までの補助とする。

補助区分	補助率	補助限度額
喫煙場所設置費用	10分の10	300万円

5 継続条件

最低5年間は継続して運営すること。継続できない場合は、年数に応じて補助金を返還するものとする。ただし、区長が特に認める場合はこの限りではない。

6 その他

他の補助金等が支払われている場合、その金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

7 実施時期

平成30年4月1日